

飯塚市地域福祉推進協議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第14号

飯塚市地域福祉推進協議会規則の一部を改正する規則

飯塚市地域福祉推進協議会規則(平成19年飯塚市規則第49号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 協議会の庶務は、福祉政策課又は <u>社会・障がい者福祉課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 協議会の庶務は、福祉政策課において処理する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。